

南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金 募集概要



南砺市では、市の雄大な自然や奥深い工芸技術を活用して、観光客向けに新たな体験型観光商品を造成する民間事業者に、開発にかかる経費の一部を支援します。

補助対象者

市内に事務所及び活動場所を有する宿泊事業者、飲食事業者、観光関係事業者等

補助率

補助対象経費の2分の1以内
(消費税及び地方消費税は補助対象外)

補助上限額

上限額：20万円

補助対象事業

新たな体験メニューを開発し、商品化するもの
新規体験メニューの広報に係るもの

■対象体験メニューの例

体験の種類	メニューの例
アウトドア・スポーツ系	トレッキング・登山・スノーシュー・サイクリング・クルージングなど
産業・モノづくり・文化系	農業・ジビエ・工場・伝統工芸・寺社文化の体験など

実施要件等

- ① 一過性のイベントではなく、取組の持続性、自走化を目指すものであること。
- ② 事業完了までに、造成した体験型観光商品の販売をすること。
※「販売」とは体験予約サイトや自社ホームページなどに商品を掲載し、観光客が広く申込できる状態のこと。

補助対象経費

① 備品購入費

体験メニューの実施に必要不可欠なもの。ただし経常的な施設管理又は事務管理のための備品は対象外とする。

② 消耗品費

体験メニューの実施に必要不可欠なもの。ただし、参加者の所有となるもの及び材料等は除く。

③ 使用料及び賃借料

機器・設備のリース及び賃借料、会議室の使用料

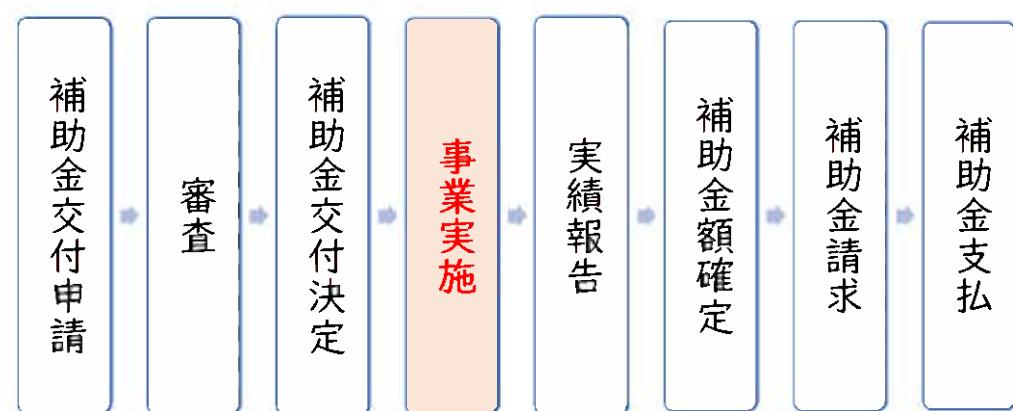
④ 印刷製本費

ポスター、パンフレット、チラシ等の広告資料製作費

⑤ 委託費

雑誌・ウェブ・SNS等のメディアプロモーション費用、オンライン体験コンテンツ制作費用

補助金交付の流れ



※必ず事業実施前に申請書を提出してください。

申請の方法

下記ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、南砺市交流観光まちづくり課に郵送又は直接持参。

南砺市ホームページ「体験型観光商品等開発支援事業補助金について」

<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=12743>

注意事項

- ・予算内を超える申請があった場合、補助金が交付できない場合があります。
- ・申請前に必ず「南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付要綱」をご一読ください。

お気軽にお問い合わせください！

【お問い合わせ先】南砺市ブランド戦略部交流観光まちづくり課

電話：076-323-2019

FAX：076-352-6349

メール：koryukankoka@city.nanto.lg.jp

